

令和元年度 保稅事務研修資料



最近の非違事例について



大阪税関監視部保稅部門

目 次

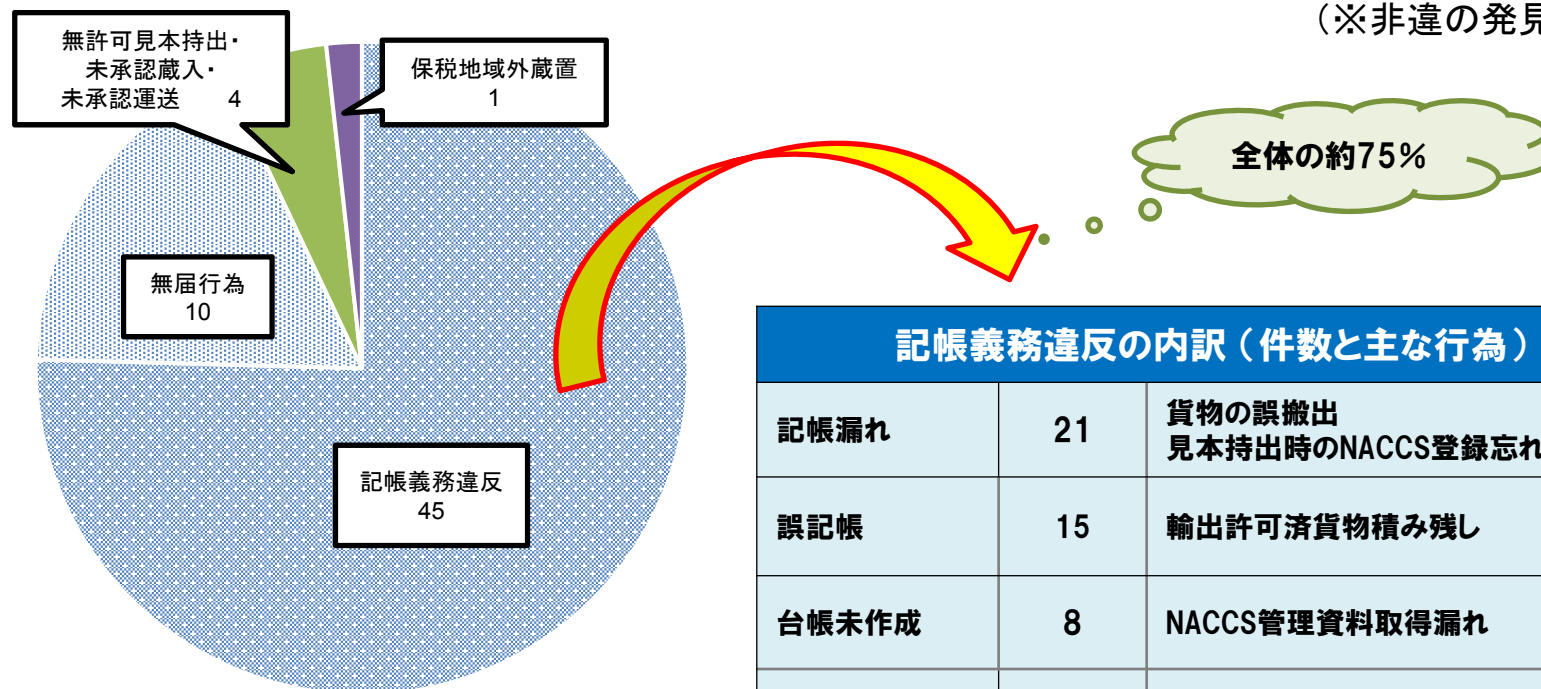
1. 最近の保税非違件数と非違の傾向	 P 1
2. 非違事例①②③(記帳義務違反)	 P 2
3. 非違事例④(未承認蔵置)	 P 5
4. 非違事例⑤(未承認運送)	 P 6
5. 非違事例⑥(届け違反)	 P 7
6. 非違事例⑦(場外蔵置)	 P 8
7. 非違の事前防止	 P 9
8. 関税法基本通達の改正の予定	 P10

最近の保稅非違件数と非違の傾向

平成30年7月～令和元年6月までの保稅非違件数と内訳

	合計件数	非違の態様			
		記帳義務違反	無届行為	無許可 未承認行為	保稅地域外蔵置
全国 (うち大阪)	60(3)	45 (3)	10 (0)	4(0)	1 (0)
搬入停止処分 (うち大阪)	3 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)

(※非違の発見年月)



記帳義務違反の内訳（件数と主な行為）

記帳漏れ	21	貨物の誤搬出 見本持出時のNACCS登録忘れ
誤記帳	15	輸出許可済貨物積み残し
台帳未作成	8	NACCS管理資料取得漏れ
虚偽記帳	1	

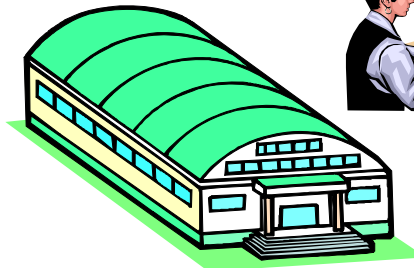
非違事例①

記帳義務違反（関税法第34条の2）

➤ 未記帳、記帳漏れなど

NACCSで配信される管理資料の取得漏れによる保税台帳の未作成

NACCSによる
貨物管理



NACCS参加保税地域



搬出入等の確認登録



民間管理資料の配信



NACCSセンター

管理資料の
取得漏れ

原因の多くは・・・ チェック体制や引継ぎの不備

担当者任せにしていますか？



非違事例②

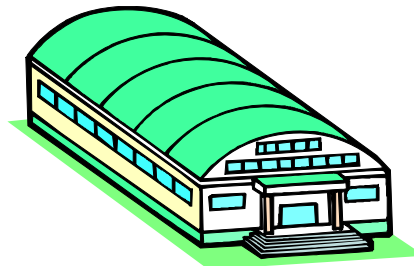
記帳義務違反（関税法第34条の2）

➤ 未記帳、記帳漏れなど

台帳未作成、記帳項目漏れ、誤記帳など

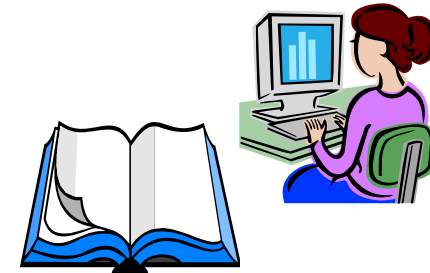
原因

- 法令等認識不足
- 単純ミス
（チェック不十分）



保税地域

- ・輸出入貨物の搬出入
- ・見本持出、滅却貨物等の搬出
- ・貨物取扱 等



- ・保税台帳への記帳
- ・NACCS登録

NACCS管理資料を保税台帳としている保税地域では・・・

- ・搬出入年月日等の入力誤り、漏れ（特に見本持出「MH0（海上）、MM0（航空）」登録忘れ）
- ・手作業移行等、システム外管理となった貨物の台帳未作成

自社システムや紙ベースで保税台帳を設けている保税地域では・・・

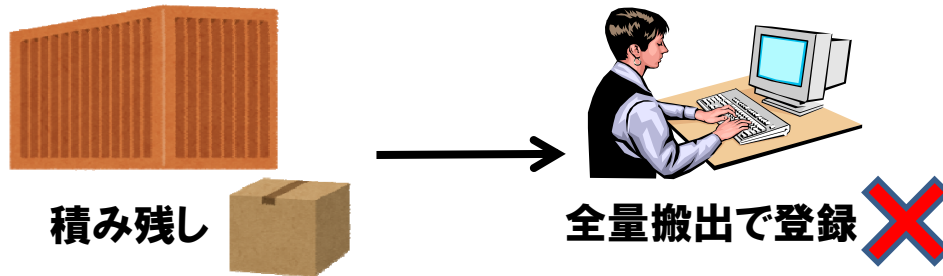
- ・搬出入年月日や許可年月日等の入力、記載誤り（申告年月日を記帳していた等）
- ・法令で定められた記帳項目の入力、記載漏れ（見本持出日や貨物取扱の記帳等）
- ・内貨の搬入と誤認識し台帳未作成

非違事例③

記帳義務違反（関税法第34条の2）

➤ 誤搬出

輸出許可済貨物の積み残しなど



原因

- ・差し札等の貼付誤り
- ・搬出時のチェックが不十分
- ・担当者間の連絡ミス

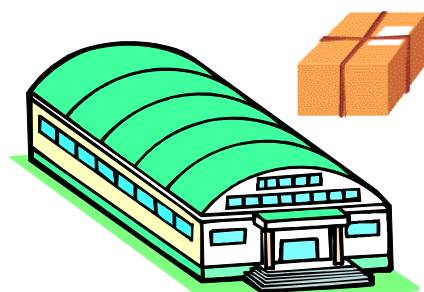
（参考）誤って内貨を搬出（輸出）した場合・・・

- ・ 場合によっては、罰則（無許可輸出・関税法第111条）に問われることがあります。
 - ・ 内貨については、保税業務に係る非違（記帳義務違反）の適用はありませんが、処罰や非違が無くとも、社内の貨物管理体制は問題があると言えます。
- ⇒ このような事案が繰り返し発生すれば、関税法第43条第8号に掲げる「保税蔵置場の業務を遂行するのに十分な能力がないと認められる場合。」に該当し、許可取り消しとなる可能性があります。
- ※複数の蔵置場許可を受けている場合、すべての蔵置場が取り消し対象になります。

非違事例④

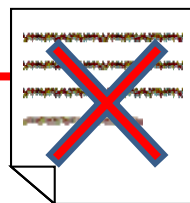
外国貨物を置くことの未承認蔵置（関税法第43条の3）

外国貨物の未承認蔵置



保税蔵置場

蔵入承認(延長)申請を行わず



税 関

- 承認を受けることなく3か月を超えて蔵置
- 外国貨物を置くことが承認された日から2年を超えて蔵置

原因

・在庫貨物の把握不十分

○特に以下のような貨物を扱う保税蔵置場は注意が必要です。適切な在庫確認を！

- ・冷凍貨物や酒類等、長期保管可能な施設、設備を有している
- ・船用品、機用品といった、出荷スケジュールが不確定なもの
- ・多品目を取り扱う免税売店

○NACCS利用者においては、管理資料（月次配信）も活用ください。

海上貨物・・・G10. 長期蔵置貨物情報（民間用）

航空貨物・・・T15. 長期蔵置貨物データ（輸入保税・民用）

搬入から1ヶ月を超える
貨物が配信対象

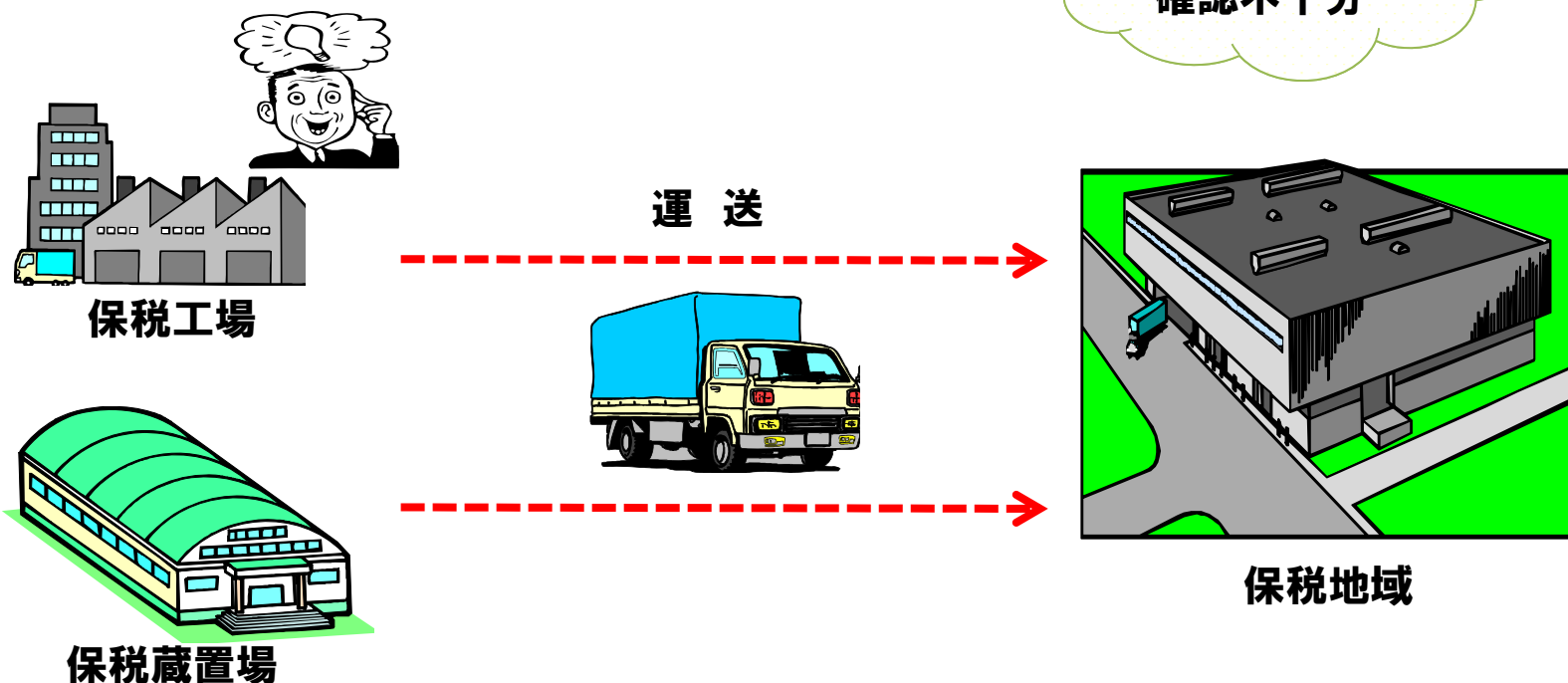
非違事例⑤

保税運送未承認（関税法第63条第1項）

外国貨物の保税運送未承認による運送

- ・保税作業製品（外国貨物）を内国貨物と勘違い
- ・包括保税運送承認を受けた保税地域向けと勘違い

原因
・発送時の
確認不十分



- ・保税運送未承認貨物を誤発送

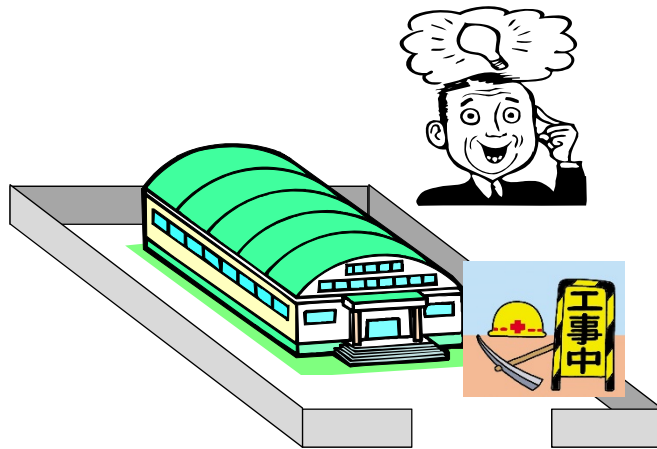
非違事例⑥

収容能力増減等の届出違反（関税法第44条第1項）

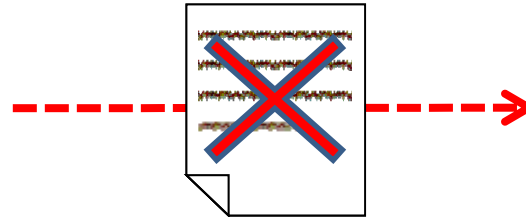
工事届の提出をせずに、工事を実施

- ・許可面積が変更になる場合のみ届出が必要と勘違い
- ・工事届は不要との自己判断（下記「注」）

原因
○法令等認識不足



工事届を未提出



税 関

注）関税法基本通達44-3で、「単なる補修工事又はこれに類するものであって、その工事による保税蔵置場の現状の変更が軽微であり、かつ、それにより保税蔵置場の面積に変更がないときは、届出を要しない。」とありますが、“どの程度の工事ならば届出不要なのか”は、具体的に定められていません。

⇒ 工事の内容、程度に関わらず、事前に税関へご相談されることを推奨します。

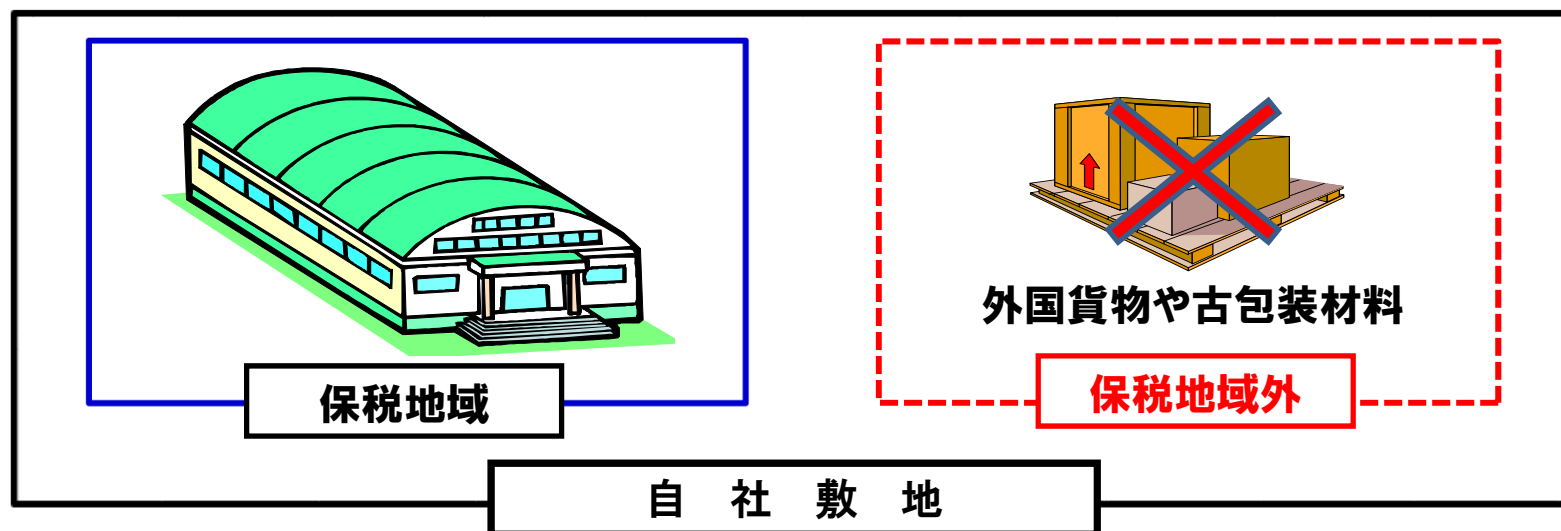
非違事例⑦

外国貨物を置く場所の制限違反（関税法第30条）

保税地域外に外国貨物を蔵置

原因

- ・保税エリアの認識不足
- ・仮置きを失念（ロケーション管理が不十分）



● 保税地域以外の場所に外国貨物を蔵置

※倉庫内の荷繰り等で一時保税地域外に仮置きした場合の戻し忘れに注意しましょう。

⇒ さらに、仮置きが「常態化」すると、外国貨物である認識も希薄になりがちです。早急に改善を。

※保税地域で「減坪された箇所はないか」、「エリアの線が消えていないか」確認しましょう。

※外国貨物を梱包していた古包装材料も国内引取りするまでは保税地域内に！

【参考】「古包装材料引取願」は忘れずに届出しましょう。（関税法基本通達67-4-16）

特に、上記届出を包括申請している保税地域においては、期間満了日の失念に注意。

非違の未然防止



内部監査による貨物管理状況を確認し、記帳ミス等の修正を行う。

記帳ミス等の
早期発見

内部監査により、業務処理ミスを発見し、修正等を行う

- ・ 記帳内容の確認（記帳漏れ・誤記帳）
- ・ 蔵置場外への蔵置の確認
- ・ 社内研修の実施状況の確認

確認事項の措置

○確認された事項は、直ちに修正・改善を行う。

- ・ 記帳漏れ、誤記帳は、**直ちに修正**
（NACCS管理資料の保税台帳は、管轄税関に連絡し、NACCS登録情報変更等
の提出を行うなどの措置を行う。）
- ・ 蔵置場外への蔵置は、**直ちに移動**
- ・ 社内研修の未実施は、**直ちに実施**

○ 未届け工事、誤搬出、許可蔵置貨物種類以外の貨物の蔵置、坪貸し等が判明した場合は、直ちに管轄税関に申し出てください。

※ 直ちに税関に申し出ること、処分点数が1/2に減算される場合があります。
また、早期の発見により、改善策を速やかに実行することで、さらに10点の減算が
される場合があります。



関税法基本通達の改正予定

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第4章 保税地域 第3節 保税蔵置場 場 （保税蔵置場に対する処分の基準等） 48-1 保税蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行おうとする場合は、次による。ただし、次により処分を行うことが適当でないと判断される場合又は疑義が生じた場合は、意見を付して、あらかじめ本省と協議する。 (1) 法第48条第1項第1号に基づく処分 イ （省略） ロ （省略） ハ 処分点数の算出方法 処分は、非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数（1点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。下記(2)イ(ハ)において同じ。）に基づき行う。 (イ)～(ロ) （省略） (ハ) 非違が故意に行われたと認められる場合は、<u>20点</u>（当該非違が関税等のは脱若しくは無許可輸出入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合は<u>40点</u>）を加算する。 (ニ) 被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、(イ)から(ハ)までにより算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。 (ホ) （省略） ニ （省略）	第4章 保税地域 第3節 保税蔵置場 場 （保税蔵置場に対する処分の基準等） 48-1 保税蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行おうとする場合は、次による。ただし、次により処分を行うことが適当でないと判断される場合又は疑義が生じた場合は、意見を付して、あらかじめ本省と協議する。 (1) 法第48条第1項第1号に基づく処分 イ （同左） ロ （同左） ハ 処分点数の算出方法 処分は、非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数（1点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。下記(2)イ(ハ)において同じ。）に基づき行う。 (イ)～(ロ) （同左） (ハ) 非違が故意に行われたと認められる場合は、<u>10点</u>（当該非違が関税等のは脱若しくは無許可輸出入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合は<u>20点</u>）を加算する。 (ニ) 被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、(イ)から(ハ)までにより算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合、<u>過去にも同様の非違が行われた場合</u>その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。 (ホ) （同左） ニ （同左）